

【佐野市プレミアム付商品券2020】

取扱加盟店 募集要項

佐野市プレミアム付商品券実行委員会

令和2年9月15日

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている小売業や飲食業等の市内事業者を支援するとともに、落ち込んだ市内の消費を喚起することを目的にプレミアム付商品券を発行する。

I プレミアム付商品券について

1) 事業概要

- (1) 名 称 佐野市プレミアム付商品券2020
- (2) 発 行 者 佐野市プレミアム付商品券実行委員会（以下「実行委員会」という）
- (3) 発 行 額 総額1億4千万円（プレミアム率40%）
- (4) 発 行 内 容 総数2万冊（1冊7,000円、額面1,000円×7枚綴り
※うち専用券が4枚、共通券が3枚）
専用券＝地元の中小取扱加盟店で利用可
共通券＝大型店を含む全ての取扱加盟店で利用可
- (5) 販 売 額 1冊5,000円で販売
- (6) 利用期間 令和2年11月2日（月）から令和3年3月31日（水）まで
- (7) 販売方法 事前申込後、引換窓口にて引換販売。応募者多数の場合は抽選。
- (8) 予約方法 往復はがきによる事前申し込み
- (9) 予約期間 令和2年9月28日（月）～令和2年10月23日（金）まで
- (10) 引換窓口 市内20箇所（予定）
- (11) 引換期間 令和2年11月2日（月）から令和2年12月25日（金）まで
- (12) 購入対象者 佐野市にお住まいの方、または佐野市に通勤する方
- (13) 購入限度 1人につき2冊まで
- (14) そ の 他 この商品券事業の予算は、現在議会に付議中です。状況により事業中止となる場合があります。

2) 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- 商品券と現金及び現金に類する物の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。
- 取扱加盟店で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- 商品券の交換又は売買はできません。

3) 商品券の使用対象にならないもの

- ギフト券、ビール券、切手、印紙及びプリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- 商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が令和3年3月31日を超えるものの購入
- 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 電気料金、ガス料金、水道料金などの公共料金等の支払い
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 銀行、証券会社、保険会社などの金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品の購入
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く。）などの不動産に係る支払い
- 使用料、公営ギャンブルなどの国や地方公共団体への支払い
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- やむを得ない理由により取扱加盟店が取扱いを不可としたもの
- その他実行委員会が不相当と認めるもの出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電話料金等）

II 取扱加盟店の募集概要

1) 登録資格

取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する佐野市内の店舗（事業所）とする。市内に本社がある事業者は専用券が使える「中小取扱加盟店」として、市外に本社がある事業者は「大型店」としての登録とする。

ただし、次に掲げるものが営業するものを除く。

- ① 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- ② 佐野市暴力団排除条例（平成24年12月25日条例第44号）第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第4号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- ③ 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- ④ 公序良俗に反するもの

2) 取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 使用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- ② 取扱加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、のぼり旗等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- ③ 使用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインするとともに、使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、取扱加盟店控の半券を入金確認が完了するまで保管すること。店舗印は不要です。

※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解下さい。

また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

- ④ 裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨佐野市プレミアム付商品券事務局（以下「商品券事務局」という。）にも報告すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
- ⑥ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- ⑦ 購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施すること。
- ⑨ 実行委員会が行う調査へ協力をすること。
- ⑩ 実行委員会ならびに商品券事務局からの指示を遵守すること。
- ⑪ 換金の申し出は専用封筒（又はダンボール）に商品券を同封し、指定の場所へ郵便での郵送またはゆうパックにて発送となります。送料は商品券事務局にて負担致します。
- ⑫ 入金は口座振込となります。振込手数料は商品券事務局にて負担致します。
- ⑬ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑭ 万が一「換金用伝票に記載された内容」と、商品券事務局での「送付された使用済み商品券を確認した内容」に差異が生じた場合は、「商品券事務局確認内容」を正とし精算を実行します。その後疑義に応じお手元の（半券）取扱加盟店控えにある番号等の確認を実施し、精算致します。

4) 申込から登録まで

① 申込方法

- ・ 取扱加盟店登録希望者は、この募集要項の内容に同意の上、『佐野市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書兼誓約書』に必要事項を記入して下記のいずれかの方法で申込みます。

1. FAX：0284-70-0307

2. 郵送：〒326-0823 栃木県足利市朝倉町2-1-11 2階

株式会社JTB 両毛オフィス内 佐野市プレミアム付商品券事務局

3. メール：sanop@jtb.com

- ・ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行って下さい（原則、佐野市内全ての店舗で使用可とすること）。この場合、すべての取扱加盟店に募集要項等の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：○○○デンキ●●店）、所在地（郵便番号含む）、電話番号、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録、申込み必要があります。ご連絡いただければ、多店舗登録用のエクセルファイルをお送りしますので、ご利用ください。

② 申込期間

令和2年9月15日（火）から令和2年10月9日（金）まで。

※申込期間以降に登録の場合は、取扱加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）の周知方法はホームページのみとなります。購入対象者向けの取扱加盟店一覧表に記載はされません。

③ 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認の上、取扱加盟店として登録します。

市内に本社がある事業者は専用券が使える「中小取扱加盟店」として、市外に本社がある事業者は「大型店」としての登録となります。

登録完了後、登録証を発行いたします（下記④2.のマニュアル等と一緒に送ります）。店舗名や振込口座の名義や口座番号を確認いただき、相違がある場合は商品券事務局までご連絡ください。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

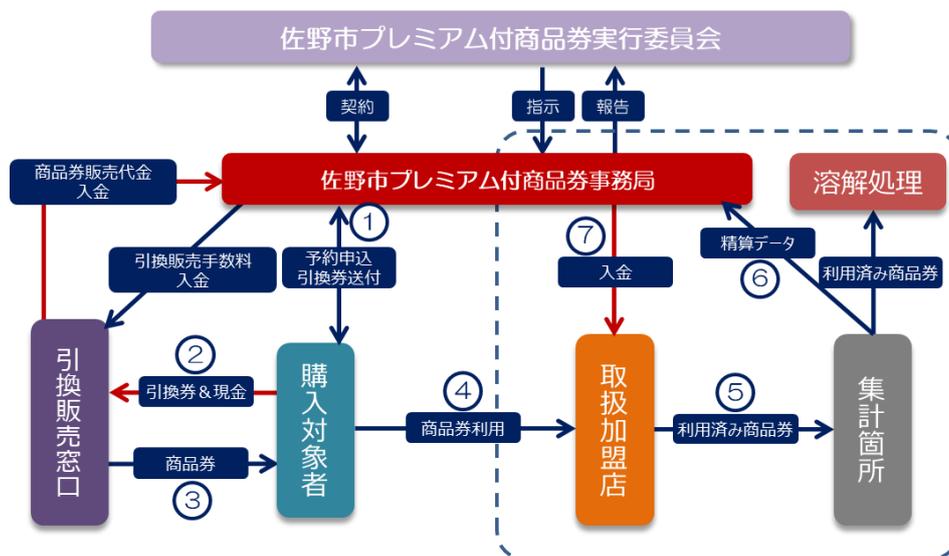
1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合

④ その他留意事項

1. 取扱加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの取扱加盟店一覧表・ホームページなどに掲載します。
2. 取扱加盟店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、登録証と一緒に10月中旬以降に配布予定です。
3. 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、取扱加盟店マニュアルを参照してください。

4. 募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損賠金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
5. 募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
6. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広告知物の利用については事前に実行委員会の承認が必要となります。
7. 実行委員会の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

<参考・プレミアム付商品券の流れ>



Ⅲ 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱加盟店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下①～④によることとします。

- ① 取扱加盟店は、専用封筒（又はダンボール）に商品券を同封し、指定の場所へ郵送またはゆうパックにて発送して下さい。
- ② 振込手数料等は掛かりません。（商品券事務局が負担します）
- ③ 換金請求期間は、令和2年11月2日（月）から令和3年4月12日（月）まで（必着）とします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- ④ 換金回数は換金請求期間中最多6回とします。6回を超えての換金はできません。
- ⑤ 商品券の換金は商品券事務局確認内容による読取結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受付けいたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。（最終入金回については令和3年4月27日（火）まで）
- ⑥ 換金請求日に応じて振込設定日に指定口座へ支払われます。

指定場所への到着日 ※消印日ではありません	入金予定日
①令和2年11月2日（月）から11月30日（月）まで	令和2年12月18日（金）頃
②令和2年12月1日（火）から12月29日（火）まで	令和3年1月22日（金）頃
③令和2年12月30日（水）から令和3年1月31日（日）まで	令和3年2月19日（金）頃
④令和3年2月1日（月）から2月28日（日）まで	令和3年3月19日（金）頃
⑤令和3年3月1日（月）から3月31日（水）まで	令和3年4月16日（金）頃
⑥令和3年4月1日（木）から4月12日（月）まで	令和3年4月27日（火）頃

※上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「取扱加盟店マニュアル」にて必ずご確認ください。また、利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れる場合がございます。予めご了承ください。

⑦ 換金方法

セットした換金用伝票と使用済み商品券を専用封筒に入れて封緘してください



1. 店舗さま控えを切り取った商品券はこの封筒に入れてください。
(必ず店舗さま控えを切り取って大切に保管してください。)
2. 換金用伝票に商品券の枚数と記入日をお書きの上、商品券と輪ゴムで束ね、封筒に入れてください。
 - ※商品券の向き(表裏・天地)を揃えてください。
 - ※同じ種類の商品券は、まとめて束ねてください。
 - ※商品券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。
 - ※商品券の表紙・裏表紙は外し、ミシン目から切り離してください。(冊子のままでは正確な読み取りができません。)

封止め前にご確認ください

- 使用済み商品券の裏面の店舗印は押印されましたか?
- 商品券の店舗さま控えを切り取りましたか?
- 換金用伝票(1枚目)を切り離して商品券の枚数と記入日を記入しましたか?
- 換金用伝票(1枚目)と商品券を輪ゴムで束ねて、この封筒に入れましたか?
- 最後にしっかりと封をしましたか?

封筒に印刷されている指定の場所へ郵便にて発送して下さい。(郵便代は受取人払いです)

換金用伝票と使用済み商品券の入った封筒を郵便ポストへ入れるだけ。

封筒に入りきらない場合は、ダンボールを利用下さい(ゆうパック利用、着払い伝票をお渡します)。

※商品券 換金用封筒への封入時のご注意事項

- ・商品券の向き(表裏・天地)を揃えて専用封筒にいれてください。
- ・見本券を誤って封入されないようご注意ください。
- ・裏面の「番号部分」を機械で読み取る為、この部分に店舗印の押印や記入等のないようにお願いいたします。
- ・換金伝票に商品券の合計枚数と合計金額を正確に記入してください。
- ・必ず「佐野市プレミアム付商品券」の専用封筒に入れてください。
- ・他自治体発行の商品券を入れられても換金できません。

【誓約事項】

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6) 商品券の使用期間中（令和2年1月2日から令和3年3月31日）は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 商品券の取扱、取扱加盟店の責務のほか募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8) 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰する認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 商品券の取扱に対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としない県内キャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「佐野市暴力団排除条例（平成24年12月25日条例第44号）第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第4号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。
- 12) 新型コロナウイルス感染症防止対策を実行しています。

【問合せ先】

〒326-0823 足利市朝倉町2-1-11 2階
株式会社JTB 宇都宮支店両毛オフィス内

佐野市プレミアム付商品券事務局※

平日 9:30～17:30（土・日・祝日、年末年始（12月28日～1月3日）休み）

TEL: 0284-82-1176

FAX: 0284-70-0307

Email: sanop@jtb.com

※「佐野市プレミアム付商品券事務局」は、佐野市プレミアム付商品券発行運営業務の受託者が業務を行っています。

佐野市

プレミアム付商品券2020

取扱加盟店募集のご案内

佐野市では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている小売業や飲食業等の市内事業者を支援するとともに、落ち込んだ市内の消費を喚起することを目的にプレミアム付商品券を販売します。これに伴い、商品券を利用できる店舗等である「取扱加盟店」(以下、「加盟店」)を広く募集しています。

加盟店について

- 1. 加盟店資格** / 佐野市内で事業を行っている事業者
※地元の中小加盟店、大型店を含む全ての加盟店と分けての登録となります。市外本社の企業は大型店登録となります。
- 2. 申込方法** / 裏面の申込書兼誓約書を実行委員会(商品券事務局)あてに提出してください。
- 3. 申込期限** / 令和2年10月9日(金)
※期限を過ぎても登録はできますが、販売窓口配置する加盟店の一覧表には掲載できません。
(佐野市ホームページ等への掲載のみになります。)
- 4. 換金方法** / 加盟店の使用済み商品券を回収・集計の上、あらかじめ申請いただいた加盟店の指定口座に振り込みます。
- 5. 換金期間** / 令和2年11月2日(月)から令和3年4月12日(月)到着分(必着)
- 6. 費用負担** / なし(換金時の手数料もかかりません。)
- 7. 配布物** / 登録証、ステッカー、のぼり旗、換金用の専用封筒等の必要物一式を送付します。
- 8. その他** / 佐野市ホームページにある募集要項をご確認下さい。ご不明な点は、商品券事務局にお問合わせください。

事業概要

- 1. 発行団体** / 佐野市プレミアム付商品券実行委員会(佐野商工会議所、佐野市あそ商工会、JTB、佐野市)
- 2. 発行予定額** / 1億4千万円(プレミアム分40%含む) : 2万セット
- 3. 1冊の構成** / 5,000円で7,000円分の商品券(1,000円券×7枚綴り)
【内訳】 3枚=大型店を含む全ての加盟店で利用できる共通券、4枚=地元の中小加盟店で利用できる専用券
- 4. 販売対象** / 佐野市内にお住まいの方、または佐野市内の事業所等に通勤する方
- 5. 販売限度** / 1人につき2冊まで(応募多数の場合は抽選となります)
- 6. 利用期間** / 令和2年11月2日(月)から令和3年3月31日(水)まで

ご注意ください!

- たばこ、税金や公共料金の支払い、換金性・投機性の高いもの(不動産、有価証券、商品券、プリペイドカード、ビール券、宝くじ、図書券、切手、ハガキ)など、利用できない商品があります。
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営業されている事業所などのほか、実行委員会が定める基準により、商品券事業への参加をお断りすることがあります。

お問合せ先(申込先)

商品券事務局 ・TEL:0284-82-1176 ・FAX:0284-70-0307 ・E-mail:sanop@jtb.com
(午前9時30分から午後5時30分まで。※土日祝日年末年始を除く 通話料金がかかります。) (JTB 両毛オフィス内 ※事業受託事業者)

佐野市ホームページ

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/oshirase/pre2020.html>



お申し込みは、裏面の「取扱加盟店登録申込書兼誓約書」をご利用ください

佐野市プレミアム付商品券2020 取扱加盟店登録申込書兼誓約書

【誓約事項】※募集要項は佐野市ホームページのプレミアム付商品券ページからダウンロードできます。

1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。	9) 商品券の取扱に対して実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受けません。	10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(HP・チラシ等に掲載)について同意します。
3) 商品券の再販、再流通を致しません。	11) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としない県内キャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「佐野市暴力団排除条例に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。
4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。	12) 新型コロナウイルス感染症防止対策を実行しています。
5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。	
6) 商品券の使用期間中(令和2年11月2日～令和3年3月31日)は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。	
7) 商品券の取扱、取扱加盟店の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。	
8) 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。	

私は募集要項、及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱加盟店の登録を申し込みます。

令和2年 月 日 氏名または名称 及び代表者名 印

■ 店舗情報 (全項目記入必須。※は取扱加盟店一覧表等への掲載情報。)

(フリガナ)※			
店舗名※			
所在地※	〒		
地元の中小加盟店・大型店区分(該当に☑)※	<input type="checkbox"/> 地元の中小加盟店(市内に本社を持ち営業) <input type="checkbox"/> 大型店(市外に本社を持ち営業)		
業種(該当するもの1つに○をつけて下さい)※	スーパー コンビニ ドラッグストア ホームセンター 家電販売 各種飲食料品販売 衣料・身の回り品取扱 雑貨 医薬品・化粧品 飲食店 菓子・パン販売 書籍・事務用品・OA機器 スポーツ用品・玩具・楽器 カメラ・時計・メガネ・宝飾 家具・什器・機械器具 燃料販売 自動車整備・タイヤ クリーニング 理容・美容 旅館・ホテル 旅行業 スポーツ施設 その他小売業() その他サービス業()		
担当者名		TEL	
FAXまたはEメールアドレス			

■ 事業者情報 (店舗情報と重複する内容は省略可)

市内に複数の店舗がある場合は、商品券事務局(0284-82-1176)までお問い合わせください。

(フリガナ)			
事業者名称及び代表者名			
住所(所在地)	〒		

■ 振込口座について

(フリガナ)			
口座名義人			
金融機関名		金融機関コード(任意)	
支店名		支店コード	
種類(該当に○)	普通	当座	口座番号

TEL:0284-82-1176 FAX:0284-70-0307
E-Mail:sanop@jtb.com

※FAX送信時は上記電話番号に着信確認をお願いします

※郵送：〒326-0823 足利市朝倉町2-1-11 2階

佐野市プレミアム付商品券事務局(JTB向毛オフィス内 事業受託事業者)

事務局印1	事務局印2	登録番号	備考